

2019年9月5日

各 位

管理会社名 三井住友D S アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 15624)
代表者名 代表取締役社長 松下 隆史
問合せ先 商品管理部長 粟田 雄一
(TEL. 03-5405-0530)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社（上場E T Fの管理会社）は、SMAM 日経225上場投信（銘柄コード：1397）の投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容および理由

- (1) 2019年4月1日に管理会社の合併に伴い管理会社の商号が「三井住友アセットマネジメント株式会社」から「三井住友D S アセットマネジメント株式会社」に変更となったことを踏まえ、ファンド名称の一部に使用している合併前の管理会社の商号の英文名略称（SMAM）を、合併後の英文名略称（SMDAM）に変更します。
- (2) 株式等の売買にかかる決済日が取引日の3営業日後から2営業日後に短縮されたことに伴い、投資家の利便性向上の観点から、以下の約款変更を行います。
 - ① 取得、交換の申込不可日の条件を変更します。
 - ② 受益権の交換にかかる受渡期間を1営業日短縮します。

2. 日程

2019年9月20日 内閣総理大臣への届出日
2019年9月27日 変更日

3. 変更に関する書面決議について

今回の約款変更は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

(1) ファンドの名称変更

新	旧
<u>SMDAM</u> 日経225上場投信	<u>SMAM</u> 日経225上場投信

(2) 第13条、第42条、第43条

新	旧
<p>【受益権の申込単位および価額】</p> <p>第13条 [略]</p> <p>②～③ [略]</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して<u>2営業日間</u> 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して<u>4営業日間</u> 3. 第33条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑪ [略]</p> <p>【交換請求】</p> <p>第42条 [略]</p> <p>②～⑦ [略]</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受</p>	<p>【受益権の申込単位および価額】</p> <p>第13条 [略]</p> <p>②～③ [略]</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して<u>3営業日間</u> 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して<u>4営業日間</u> 3. 第33条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日以内</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑤～⑪ [略]</p> <p>【交換請求】</p> <p>第42条 [略]</p> <p>②～⑦ [略]</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受</p>

<p>付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して<u>2営業日間</u> 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 3. 第33条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>3営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑨～⑫ [略]</p>	<p>付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して<u>3営業日間</u> 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 3. 第33条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日間</u>（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日以内</u>） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>⑨～⑫ [略]</p>
<p>【交換の指図等】</p> <p>第43条 [略]</p> <p>②～③ [略]</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>3営業日目</u>から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ [略]</p>	<p>【交換の指図等】</p> <p>第43条 [略]</p> <p>②～③ [略]</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して<u>4営業日目</u>から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ [略]</p>

以上